

横浜市港湾施設条例施行規則（平成31年2月横浜市規則第6号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>（追加）</u></p> <p>（使用料等の納期等）</p> <p>第16条（第1項から第5項まで省略）</p>	<p><u>（旅客船）</u></p> <p><u>第15条の2 条例第18条第4項に規定する規則で定める旅客船は、海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第4項に規定する旅客船であって、次に掲げる要件を満たすものとする。</u></p> <p><u>（1） 人の運送をする事業の用に供するものであること。</u></p> <p><u>（2） 一定の航路において一定の日程表に従って運送するものでないこと。</u></p> <p><u>（3） 東京湾内のみを運航するものでないこと。</u></p> <p><u>（旅客の数の届出）</u></p> <p><u>第15条の3 条例第18条第4項の規定により旅客受入設備を使用した者（以下「旅客受入設備使用者」という。）は、同項に規定する旅客の数を岸壁の使用終了の日の属する月の翌月の5日までに届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定による届出の内容を確認するため必要があると認めるときは、旅客受入設備使用者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>3 市長は、第1項の規定による届出がないとき又は当該届出の内容が適当でないとき認めるときは、当該旅客船の旅客定員を同項の旅客の数とする。ただし、届出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</u></p> <p>（使用料等の納期等）</p> <p>第16条（第1項から第5項まで省略）</p>
<p><u>（追加）</u></p> <p>6（本文省略）</p> <p>（使用料等の減免）</p> <p>第17条 条例第19条に規定する規則で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>（第1号から第3号まで、第2項及び第</p>	<p><u>6 旅客受入設備の使用料の納期は、岸壁の使用終了の日の属する月の翌々月の末日とする。</u></p> <p><u>7（本文省略）</u></p> <p>（使用料等の減免）</p> <p>第17条 条例第19条に規定する規則で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>（第1号から第3号まで、第2項及び第</p>

3項省略)

4 前項に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 免除を受けようとする場合

ア 申請者の氏名及び住所

イ 受けている許可の内容

ウ 免除に係る期間

エ 免除を受けようとする理由

オ その他市長が必要と認める事項

(第2号省略)

(使用料等の返還)

第18条 (第1項及び第2項省略)

3 前項に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所

(2) 受けている許可の内容

(3) 返還に係る期間

(4) 返還を受けようとする金額

(5) 返還を受けようとする理由

(6) その他市長が必要と認める事項

3項省略)

4 前項に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 免除を受けようとする場合

ア 申請者の氏名及び住所

イ 受けている許可の内容 (旅客受入設備について免除を受けようとする場合にあっては、岸壁について受けている許可の内容)

ウ 免除に係る期間

エ 免除を受けようとする理由

オ その他市長が必要と認める事項

(第2号省略)

(使用料等の返還)

第18条 (第1項及び第2項省略)

3 前項に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所

(2) 受けている許可の内容 (旅客受入設備について返還を受けようとする場合にあっては、岸壁について受けている許可の内容)

(3) 返還に係る期間

(4) 返還を受けようとする金額

(5) 返還を受けようとする理由

(6) その他市長が必要と認める事項